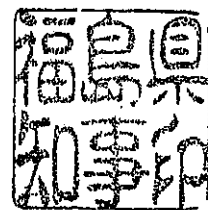


様

森林除染の推進に係る 要望書

平成24年8月15日

福島県知事 佐藤 雄平



福島県市長会会長 瀬戸 孝則



福島県町村会会長 佐藤 正博



森林除染の推進について

東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から1年5か月が経過しましたが、原子力災害は今なお収束せず、実に16万人を超える福島県民がふるさとを離れ、全国各地で厳しい避難生活を余儀なくされており、将来の見通しも立たない状況にあります。

避難生活を送る県民が一日も早くふるさとに戻り、全ての県民が安全・安心な生活を取り戻すとともに、本県の社会経済を再生させるためには、生活圏と一体であり水源ともなっている森林の徹底した除染が必要であることから、暮らしに不可欠な森林の除染は福島県民にとって大きな関心事であり喫緊の重要課題であります。

しかしながら、環境省の環境回復検討会において、生活圏への影響は極めて小さいことから森林除染は不要であり、間伐など伐採の除染効果や拡散抑制効果をも否定する方向の議論が進んでいることは、森林除染を積極的に進めるべきとする福島県民の期待を裏切るものであり、極めて遺憾であります。

住居等近隣以外の森林の除染の在り方については、国が先頭に立ち最後まで責任を持って課題解決を図るため、蓄積されつつある技術的知見を踏まえ、県及び市町村と連携しながら速やかに検討を行い、できる限

り早期に方針を示し、早急に森林除染を実施するよう、下記について強く要望いたします。

記

- 1 森林除染の在り方の検討にあたっては、中間とりまとめの前に、県、市町村及び地域の関係団体等の意見をしっかりと聞き十分反映すること。
- 2 林野庁が発表した「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針」を「除染関係ガイドライン」に組み込むこと等により、地域の実情に応じた森林除染を実施すること。
- 3 間伐については本県による実証事業において除染効果が認められており、発生する木材は復興資材やバイオマスとして有効利用できることから、間伐等の伐採を森林除染の方法として明確に位置付けること。